

告示

埼玉県告示第六十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十八条の規定による処分について、同法六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の氏名	被聴聞者の住所
令和三年一月二十二日午後一時三十分	杉原涼介	千葉県松戸市新松戸北二丁目八番地一

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号
埼玉教育会館一〇三会議室